

亀山市告示第98号

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第2（第3条、第6条、第7条関係）		別表第2（第3条、第6条、第7条関係）	
措置要件	措置期間	措置要件	措置期間
[略]	[略]	[略]	[略]
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に <u>当たる</u> 犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上 12月以内	6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁固</u> 以上の刑に <u>あたる</u> 犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁固</u> 以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上 12月以内
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。